

ID: 1822

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	仮設興行場等の建築の許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第85条第7項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 (仮設建築物に対する制限の緩和) 第85条 6 特定行政庁は、国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、前項の規定にかかわらず、当該仮設興行場等の使用上必要と認める期間を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成31年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日